

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 扶養手当の額を改定することにしました。
- 2 扶養手当及び管理職員特別勤務手当の支給範囲等を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)